

中央環境審議会自然環境部会 小委員会・専門委員会の廃止について（案）

1. 自然環境部会に設置されている小委員会、専門委員会

- ① 自然公園小委員会
- ② 温泉小委員会
- ③ 野生生物小委員会
- ④ 鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会
- ⑤ 南極地域の環境の保護に関する小委員会
- ⑥ 自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会

2. 廃止する小委員会、専門委員会について

I 自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会

廃止理由	令和5年8月に設置し、令和6年9月までに小委員会を5回開催し、自然再興の実現に向けた民間等の活動促進につき今後講ずべき必要な措置について議論された。その成果を踏まえ、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）が制定された。これにより審議に一区切りがついた。
主管省庁及び庶務担当部局課室	環境省自然環境局自然環境計画課
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第8条
設置年月	令和5年8月
所掌事務 (設置理由)	自然再興(ネイチャーポジティブ)の実現に向けて、民間等の活動促進につき講ずべき措置を審議する。